

熊本市マンション管理計画の認定に関する要綱

制定 令和4年3月14日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理適正化を推進するにあたり、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定の事務にかかる必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) センター 公益財団法人マンション管理センターをいう。
- (2) 適合審査 法第5条の4各号に掲げる基準に適合している旨を証するために、センターが行う審査をいう。

第3条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、適合審査を受けていることを証する書類とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。